

○ 学習が困難な子供を含めた「学習支援」について

1 「学習支援」をめぐる国の動向

(1) 法律における位置づけ

・子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）

<目的>

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

同法にもとづき、

「子供の貧困対策に関する大綱」を策定

(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定（平成26年8月29日閣議決定）

第1回（平成26年4月）と第2回（平成26年8月）にかけて、子どもの貧困対策会議を通して検討後、閣議決定

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開（地域による学習支援）

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。

2 都の対応

都教育委員会は、従来から取り組んでいる「学校支援活動」や「学校外教育活動」を引き続き促進しつつ、平成28年度から、国の新たな事業である「地域未来塾」や「放課後子供教室」を活用して、全ての子供たちを対象とした学習機会の提供を図っていく。

〈新設〉「地域未来塾」

学習支援が必要な中学生を主な対象として、地域住民等*の協力による学習支援活動の実施

※地域住民等
大学生、教員OB、民間教育事業者、NPO等

〈充実〉「放課後子供教室」

小学生に対して、「放課後子供教室」における活動プログラムの充実により学習機会等を提供

※都長期ビジョン
・放課後子供教室での学習やスポーツ活動等を提供する活動拠点の確保とともに、活動プログラムを充実

3 平成28年度の具体的な取組

「地域未来塾」を活用した学習支援 【主として中学生に対する取組】

(小学生等も可)

◆事業趣旨

28年度から新たに「地域未来塾」を開設し、大学生などの地域住民や民間教育事業者等の協力により、子供たちへの放課後等の学習支援を実施する区市町村を支援する。

◆事業開始年度 平成28年度新規開始予定

◆規模（28年度計画） 12区市

◆補助対象経費（経費負担割合：国1/3、都1/3、区市町村1/3）

主な経費は、諸謝金（学習支援員等）、委託費、消耗品費、通信運搬費 等

◆内容例（想定）

○目的 基礎学力定着（自習の指導補助）

○回数 週2回 平日夜間(90分)

○会場 学校内教室

○指導員 学校支援員5名

「放課後子供教室」での活動プログラムの充実

◆活動プログラム充実の趣旨

基礎学力の向上等、特定のテーマに沿った取組を推進することにより、次代を担う子供たちの育成を図る。

○概ね月1回（年間12回）以上、年間を通して実施する活動が対象

※必要な経費を都独自の上乘せ補助により支援

◆事業開始年度 平成28年度予定

◆規模（28年度計画） 約200教室

◆都の上乗補助 教育活動推進員に対する謝金の補助対象上限額の引上

◆対象となるテーマと活動例

○基礎学力の向上 宿題指導や補習

○教育的課題への取組 英会話教室や理科実験教室

○体力の向上 サッカー教室や走り方教室

○伝統文化 茶道や将棋教室